

伊達市いじめ防止基本方針

(改訂版)

伊 達 市

目 次

はじめに	1
1 いじめの定義、いじめの禁止、いじめの解消	2
2 基本理念	2
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
4 市及び市教育委員会の責務	5
5 学校の責務	6
6 保護者の責務	10
7 児童生徒の役割	11
8 重大事態への対処	11

はじめに

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝です。

子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。

互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。

いじめは、子どもにとって健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

このため、伊達市（以下「市」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第7号以下「法」という。）第12条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、豊かな未来の実現に向けて子どもが健やかに成長できる環境をつくります。

この基本方針に基づき、いじめ防止に向けて市内のすべての小中学校及び関係機関をはじめとして、市民全体でそれぞれの立場からその責務を果たし、いじめの問題の克服に取り組んでまいります。

平成28年11月

(平成30年12月13日改定)

1 いじめの定義、いじめの禁止、いじめの解消

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

「けんか」や「ふざけ合い」であつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとします。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市または学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校におけるいじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校におけるいじめの防止等

の対策のための組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切です。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 基本理念

いじめ防止等のための対策は、市及び伊達市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）、学校、保護者、地域、警察、児童相談所等（以下「関係機関」という。）が連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

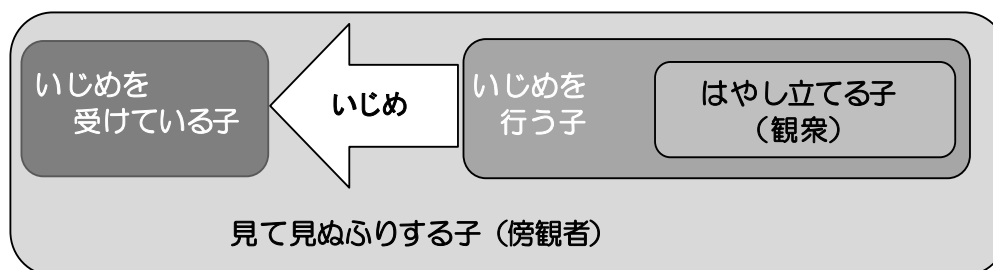
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの構造

いじめは、表面的には「いじめを行う子」と「いじめを受けている子」との支配・被支配の関係のように見えることがあります。

しかし、いじめを行う子、いじめを受けている子のほか、これらを取りまく「はやし立てる子（観衆）」や「見て見ぬふりする子（傍観者）」という集団が存在し、全体として四つの集団から形成されていると言われています。

いじめの構造図



「いじめを行う子」と「いじめを受けている子」という両者の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の中で「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを全体として捉えることが重要です。

(2) いじめの具体例

具体的ないじめの態様は、次のようなものが例としてあげられます。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ア 不快なことを言われる。
 - イ あだ名を付けられ、しつこく呼ばれる。
 - ウ 直接関係がないことでも、自分のせいにされる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 遊びやグループに入れない。
 - イ 席を離される。
- ③ 体当たりされたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア 何度も軽く叩かれたり、蹴られたりする。
 - イ 故意にぶつかったり、強く叩かれたりする。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

ア お金や持ち物をたかられる。

イ 靴や筆記用具等を隠される。

ウ 持ち物を壊されたり、捨てられたりする。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。

ア 万引きやかつあげを強要される。

イ 人前で乱暴な言葉を言わされたり、変わった格好をさせられたりする。

ウ 衣服を脱がされる。

⑥ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷される。

ア インターネット掲示板やブログに悪口等を書き込まれる。

イ 脅迫のメールが送られる。

ウ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される。

一つひとつの行為がいじめに当たるかどうかは、いじめを受けた子どもの立場に立って判断する必要があります。

また、これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報する必要がある場合は、教育的配慮やいじめを受けたとされる児童生徒とその保護者の意向に配慮したうえで、早急に警察と連携した対応を取る必要があります。

(3) いじめの把握

いじめには様々なものがあり、いじめを受けているように見えても、本人がそれを否定する場合があります。したがって、個々の行為がいじめに該当するか否かは、表面的、形式的に判断することなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立ち、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、当該児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、当該児童生徒から慎重に聴取する必要があります。

いじめは、どの子、どの学校にも起こりうるという認識のもと、

「いじめの未然防止」…いじめを生まない

「いじめの早期発見」…子どもたちのサインを見逃さない

「いじめへの早期対応」…速やかに対応し措置を講じる

を柱とし、子どもたちを守り育むために、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

4 市及び市教育委員会の責務

(1) いじめの未然防止に関する取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定や改正、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置について学校に指導・助言を行います。
- ② 学校がいじめ問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組ができるよう連携を図ります。
- ③ インターネット等を通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、北海道教育委員会（以下「道教育委員会」という。）や学校と連携し、チラシの配布やポスター等による啓発活動等を実施します。
- ④ 関係機関と連携し、いじめから児童生徒を守ります。
- ⑤ 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、関係機関への啓発などに取り組みます。また、各小学校の就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児期における取組について保護者への啓発を促します。

(2) いじめの早期発見に関する取組

- ① 児童生徒や保護者からの相談に対応することや、道教育委員会の子ども相談支援センターの相談窓口を市内の児童生徒に周知するなどして、早期発見や適切な対応を図ります。また、学校で把握したいじめについては、迅速な報告を受け、適切な対応についての指導・助言を行い、必要に応じて市教育委員会が独自のアンケートを追加実施します。
- ② 学校が行う児童生徒への定期的なアンケートや個人面談等によって把握したいじめに関する情報について報告を受けるとともに、実態の把握を図ります。
- ③ いじめの早期発見につながるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて児童生徒や保護者に周知をするなど、活用の促進に努めます。

(3) いじめへの早期対応に関する取組

- ① いじめを受けたとされる児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導・助言等、職員の派遣を含め、必要な支援を行います。
- ② 児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーを活用します。
- ③ いじめを受けたとされる児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒が同じ学校に在

籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行います。

- ④ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

5 学校の責務

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「学校いじめ防止基本方針」を定め、学校の実情に応じて、いじめの防止等の取組に対する基本的な考え方、次に示すような取組の具体的な内容等を明示します。

- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル(「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等)
- ・加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容

また、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明します。

方針に基づいた取組については、達成目標を設定し、学校評価の評価項目に位置付け、改善を図ることとします。

(2) 組織等の設置

学校は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置し、管理職のほか複数の教職員(部活動指導に関わる教職員・部活動指導員等を含む。)や学校運営協議会委員等を構成員とし、いじめの防止等の取組を行います。

(3) いじめの未然防止に関する取組

- ① 学校は、人権教育に組織的に取り組むとともに、教育活動全体を通じ、「いじめをし

ない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を解決する力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力、自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育みます。

- ② 学校は、道徳教育が学校教育活動全体の中核としての役割を果たすよう、教職員一体となった指導体制を構築することが重要です。このことから、道徳科の充実を図り、人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、生命や自然を大切にする心や思いやりや弱者へのいたわり等の豊かな心を育みます。
- ③ 学校は、児童生徒がいじめの問題を主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進します。
- ④ 学校は、教員が切磋琢磨して授業改善を図り、児童生徒一人ひとりが主体的に参加・活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりに努めます。
- ⑤ 学校は、児童生徒に対し、情報モラル教育の機会を設け、保護者に対しては、フィルタリングの普及啓発を含め、スマートフォン等の使用に伴う問題点の啓発を行います。
- ⑥ 学校が抱える課題を関係機関と共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進します。
- ⑦ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて、地域の方々とのふれあい、コミュニケーション能力を高める機会を増やします。
- ⑧ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(4) いじめの早期発見に関する取組

- ① 学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的な認知に努めます。
- ② 教職員は、授業中の観察や休憩時間等の巡回等から児童生徒のわずかな変化を細やかに見取ります。
- ③ 学校は、定期的なアンケート調査を行い、実態を把握するとともに、必要に応じて迅速かつ丁寧に対応します。

- ④ 学校は、児童生徒を対象にした教育相談を実施し、児童生徒の悩みやストレスと向き合い、共感的な理解を図ります。
- ⑤ 学校は、スクールカウンセラー等と連携を図り、児童生徒や保護者に市の窓口や道教育委員会の子ども相談支援センターの相談窓口を周知するなど、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- ⑥ 学校は、児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれることを防ぐために、頻回なネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を確認した場合は、関係機関と連携し、迅速に対応します。

(5) いじめへの早期対応に関する取組

- ① いじめを発見し、または相談を受けた場合は、特定の教職員が抱え込まず、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」で速やかに情報を共有・記録し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行い、その内容を市教育委員会に報告します。
- ② 学校は、ささいな兆候が深刻ないじめにエスカレートすることを防ぐために、認知したいじめに対し、早い段階からの確に関わりをもちます。そのために、教育相談を充実し、いじめを受けたとされる児童生徒、いじめを行ったとされる児童生徒の双方に寄り添い理解を深めることで、児童生徒が互いの存在を尊重し合う人間関係の構築をめざします。
- ③ いじめに関係する児童生徒や保護者への支援・指導及び助言は、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の協力を得ながら、継続的に行います。
- ④ 学校は、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに警察に通報し、連携を図ります。
- ⑤ 学校は、いじめを受けた児童生徒だけでなく、周りの者全員を含む集団の見守りを継続し、児童生徒が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう留意し、好ましい集団活動を取り戻すことに努めます。
- ⑥ 学校は、いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた児童生徒を守るという観点から、学校は、市教育委員会や警察、児童相談所と連携するなどして対処します。
- ⑦ 学校は、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

(6) いじめの対処

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行できるようにします。
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにします。
- いじめの対処については、次の流れを基本とします。

① いじめ情報のキャッチ

<報告>

- ・最初にいじめを認知した教職員は学級担任・学年主任・生徒指導担当者に連絡する。
- ・連絡を受けた者は、直ちに教頭、校長に報告する。

<留意点>

- ・どんな小さな事案でも、連絡、報告する。
- ・自分の責任であると考えたり、自分だけで解決しようとしたりしない。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織による協議

- ・直ちに、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において、事案に対する協議を行う。
- ・学校は、市教育委員会に報告し、必要に応じて警察・児童相談所等と連携を図る。
- ・市教育委員会は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るため、職員を派遣するなどの支援を行う。

③ 対応方針の決定と役割分担

<情報整理>

- ・いじめを受けたとされる児童生徒・いじめを行ったとされる児童生徒・関係者・周囲の者の状況、いじめの様態等を整理する。

<対応方針>

- ・緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行等）を確認する。
→自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、直ちに警察に通報するとともに、市教育委員会へ報告する。
- ・事情聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認する。

<役割分担>

- ・いじめを受けたとされる児童生徒からの聞き取りと支援担当、いじめを行ったとされる児童生徒からの聞き取りと指導担当
- ・周囲の者と全体への指導（事案によっては聞き取り）担当

- ・保護者への対応担当・関係機関との連携担当
- ・事実の記録担当(5W1Hに基づいた、時系列による詳細かつ具体的な事実の記録)

④ 事実の確認

- ・いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係教職員で確認する。
- ・聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、細心の注意を払う。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒の言い分を聞いて、よく整理してから次の段階に進む。

⑤ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周囲の者等への支援・指導

- ・謝罪は、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、いじめを受けた児童生徒の辛い気持ちやいじめを行った児童生徒の反省が、双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応について、双方に十分理解させる。

<いじめを受けた児童生徒>

- ・いじめを受けた児童生徒には、学級担任を中心に話しやすい教職員が対応して、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応等を説明する。
- ・保護者への説明は、被害者感情に十分に配慮して複数の教職員で行う。

<いじめを行った児童生徒>

- ・いじめを行った児童生徒には、中立的な立場の教職員が話をして、いじめを受けた児童生徒の辛い気持ちに気づかせ、素直な気持ちで反省するように指導する。
- ・保護者への説明は、複数の教職員で行う。

<周囲の者>

- ・周囲の者には、いじめは学級や学年・学校全体の問題としてとらえさせ、いじめを受けた児童生徒の身になって、観衆や傍観者の態度がどのように影響するかなどを考えさせる。
- ・いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。
- ・いじめを受けた児童生徒への謝罪は、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向を踏まえて行う。

⑥ いじめ解消までの指導

- ・被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続する。
- ・そのための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめに係る行為が止んでいることを確認し3か月間その状態が継続している状況を注視
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、定期的に面談等で確認

⑦ いじめを許さない学校づくり

- いじめを許さない学校をつくるために、未然防止及び早期発見・早期対応が十分であったか、全教職員で振り返りを行う。
- 学級経営、授業中の生徒指導、児童会・生徒会活動、人権教育、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用等における自校の課題に対して、具体的な改善策を立て実行する。
- 学校運営協議会やPTA役員会等で、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、共通理解を図り、協力体制を築く。

6 保護者の責務

(1) いじめの未然防止に関する取組

- ① 保護者は、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努めます。
- ② 保護者は、子どもの話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせます。
- ③ 保護者は、日頃から学校と連絡を取り合うとともに、授業参観等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努めます。
- ④ 保護者は、情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けさせます。
- ⑤ 保護者は、子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めます。
- ⑥ 保護者は、その保護する子どもの発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。
- ⑦ 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ⑧ 保護者は、その保護する子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、子どもが同じ過ちを繰り返さないよう見守り支えます。

(2) いじめの早期発見に関する取組

- ① 保護者は、子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの早期発見に努めます。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校等に相談します。
- ② 保護者は、子どもがインターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、または誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認に努めます。

(3) いじめの早期解消に関する取組

- ① 保護者は、子どもがいじめを受けた場合、心身の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図ります。
- ② 保護者は、子どもがいじめを行った場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに

学校へ連絡・相談します。また、自らの行為を深く反省するよう指導し、同じ過ちを繰り返すことがないように、子どもを見守り支えるように努めます。

- ③ 保護者は、子どもを通じて、いじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡・相談します。

7 児童生徒の役割

- (1) 児童生徒は、いじめを行ってははいけません。
- (2) 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって、直ちにそのことをまわりの大人に知らせるとともに、いじめをやめさせるよう努めなければなりません。
- (3) 児童生徒は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するよう努めなければなりません。
- (4) 児童生徒は、互いを認め合える人間関係づくりに努めなければなりません。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態

- ① 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた、あるいは、生じた疑いのある場合。
- ② 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態またはその疑いがあると認める事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告します。また、報告を受けた市教育委員会は、直ちに市長に報告するとともに、必要に応じ警察や児童相談所に通報します。

(3) 重大事態にかかる調査

- ① 市教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、法第22条の規定による「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に職員を派遣し、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や北海道の「北海道いじめ防止基本方針」に沿って、関係機関と連携して調査します。
- ② 上記の調査での対応が難しいと市教育委員会が判断する場合は、専門的知識及び経験を有する学校外の専門家を加えた「伊達市いじめ重大事態調査委員会」において調査

を実施します。

- ③ 「伊達市いじめ重大事態調査委員会」は、児童生徒の生命に重大な被害が生じた、または生じた疑いのある場合、当該校の全教職員から事実関係を聞き取りにより調査します。
- ④ 「伊達市いじめ重大事態調査委員会」は、当該児童生徒の保護者の意向等を踏まえ、全児童生徒へ事実関係等を調査するためのアンケートや、必要に応じて関係児童生徒への聞き取りを行います。
- ⑤ 「伊達市いじめ重大事態調査委員会」は、調査結果を市教育委員会へ報告します。

(4) 調査結果の報告及び情報提供

- ① 市教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係等を市長に報告します。
- ② 市長は上記で受けた調査結果を市議会に報告します。
- ③ 市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係等について、適切な方法で説明を行います。その際には、関係者の個人情報に十分留意します。

(5) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会条例」に基づき、「伊達市いじめ重大事態再調査委員会」へ諮問し、同委員会が再調査及び審議を行います。

市長は、再調査の結果を市議会に報告します。